

国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理の事務処理に関する調査結果 (行政における再発防止等調査特別委員会：100条委員会)

議会が行政における再発防止等調査特別委員会において調査を行っていた、「国営笠岡湾干拓事業負担金の債権管理の事務処理に関する調査」が終了し、調査報告書を提出しました。

※調査報告書は市議会HPに掲載しています。

Q どうして調査を行ったの？

A 国営笠岡湾干拓事業負担金は、平成2年の事業完了に伴い、笠岡市が負担金の徴収を干拓地の入植者に対し行っています。

このたび、負担金の債権管理に関して適正に執行されていないのではないかとの疑念が生じたため、調査を行いました。

調査を行うために、地方自治法第98条第1項の検査権及び第100条第1項の権限が調査特別委員会に委任されました。

負担金の徴収に関して、担当課は、滞納処分の執行停止を行い、令和5年度末に負担金の徴収を終了する即時不納欠損（延滞金を免除）を、生活困窮という事由により、行うこととしていました。

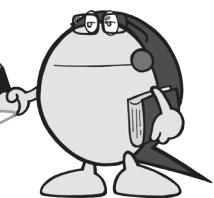
しかしながら、その後、①今回のように生活困窮による執行停止で過去に即時不納欠損を行った例がない。②通常、執行停止では、停止後3年間財産調査を行いながら納付資力を見極め、資力無しと判断されれば不納欠損としていることを事由に、不納欠損時期を執行停止3年後に変更を行っています。



そもそも
100条委員会
ってなに？

地方自治法第100条第1項に「普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる」（一部抜粋）との規定があり、この権限は議会の100条調査権とも呼ばれます。この100条調査権に基づき、設置された委員会のことを「100条委員会」といいます。

関係人は、正当な理由がなく出頭や証言を拒否したときや虚偽陳述をしたときは、罰則が科せられるなど、100条委員会には、大きな強制力が与えられています！



事実認定と判断

特別委員会は、証言や資料を基に調査をし、事実認定と判断を行いました。

①市長からの即時不納欠損の指示について

市長は、延滞金が2億数千万円未収である事実を受け、延滞金を徴収しないことを含めた、延滞金の整理を担当課に行うよう指示をしたことが、明らかになっており、その指示に適合するよう基準を定め、運用することとしています。

②元金及び延滞金の滞納者への対応について

負担金は元金だけでなく延滞金も含まれますが、方針として、元金が残っている者と、延滞金だけが残っている者とは異なる徴収の処理を行うこととしていることが判明しております。